

京都市立病院整備運営事業
「添付資料4-2 事業契約書(案)」に関する質問

No	ページ	該当箇所								タイトル	質問	回答
		本文					別紙					
		章	節	条	項	(1)	1	(1)	①			
1	2	1		5	2					契約保証金	本条で規定されている契約保証金の納付及び金額に関する規定は、京都市契約事務規則第18条及び第29条の規定より優先されるとの理解で宜しいでしょうか。(本契約に規定されている金額を納付することで足りるとの理解で宜しいでしょうか。)	御理解のとおりです。
2	2	1		5	2	1				契約保証金	事業契約書(案)に関する想定質問回答No.7では、当該金額について「高すぎるとは考えておりません。」とお考えを示されていますが、事業者にとっては非常に負担が大きいことから、参画意欲の減退にもつながります。再考いただけませんか。	後日回答を公表します。
3	2	1		5	2	2				契約保証金	運営期間中の契約保証について、事業者(特に帰責企業)にとっては非常に負担が大きいことから、参画意欲の減退にもつながります。再考いただけませんか。	後日回答を公表します。
4	5	2	1	11	4					マネジメント業務責任者の変更	マネジメント業務責任者の変更を希望する場合の理由として、想定質問回答No.18では「マネジメント業務を適切に行えないと客観的に判断できる場合を想定」とありますが、「適切に行えない」とは、要求水準未達と同義であると理解して宜しいでしょうか。	事業遂行能力の他にコンプライアンスの問題なども判断事項に含まれますので、要求水準未達と常に一致するわけではありませんが、要求水準未達は、変更希望の重要な根拠になると考えます。
5	15	4	1	43	7					乙に発生する著しい損害	想定質問回答No.50の「施設の瑕疵等については乙に責任がありませんので、「著しく」を削除して頂けないでしょうか。」という質問に対し、「御意見として承ります。」と回答を得ておりますが、再度、「著しく」の削除を検討して頂きますようお願い致します。	2月6日に公表した入札説明書等に対する質問回答No.50を指しているものと思料しますが、想定質問回答No.246にあるように、本事業契約書(案)では、「著しい」を削除しました。
6	15	4	1	43	7					著しい損害	想定質問回答No.51の「著しい損害」の「著しい」は削除頂き「乙に損害が発生することが判明した場合」として頂けないでしょうか。」という質問に対し、「御意見として承ります。」と回答を得ておりますが、再度、「著しい」の削除と「乙に損害が発生することが判明した場合」とすることを検討頂きますようお願い致します。	No.5を御参照ください。
7	16	4	1	44	4					近隣対応	想定質問回答No.55では、近隣住民との間での調整事項、協議事項、懸念事項等は現時点では特にないとのことですが、今後発生する、あるいは可能性のある事項もないのでしょうか。	現時点では、特に予見されるものではありませんが、今後発生する可能性があるものとして、工事に伴い発生するトラブルの調整等が考えられます。
8	23	4	3	66	1					甲による本施設の竣工確認通知	本件工事の完了の承諾を行った後、遅滞なく竣工確認通知を交付していただけるよう改めていただけませんか。施設完了後、速やかに所有権を市に移していただけない場合、状況如何によっては、不動産取得税が乙に課税される懸念があります。	不動産取得税が発生しないよう対応をお願いします。本件工事の完了の承諾を行った後、遅滞なく竣工確認通知を交付するよう対応しますが、引渡日を前倒しすることは想定していません。ただし、状況如何によっては甲乙協議をすることとします。
9	23	4	3	67	2					工期の変更	不可抗力若しくは法令変更又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できない場合は、工期を変更できるとした上で、変更工期については甲、乙の協議で決めるという形に改めていただけませんか。	御意見として承ります。甲乙協議が整わない場合での甲が定める工期は、合理的な工期となりますので、御理解いただきたくお願いします。本条項は、原則として工期変更を行うことを前提として、甲乙協議の規定を設けたものであり、現在の形のままでご質問の趣旨に合致しているものと考えます。
10	25	4	3	72	1					本件新設工事対象施設の引渡手続	竣工確認通知の受領と同時に竣工対象施設の引渡し(所有権の市への移転)を行うようにしていただけないでしょうか。施設完了後、速やかに所有権を市に移していただけない場合、状況如何によっては、不動産取得税が乙に課税される懸念があります。	No.8を御参照ください。
11	27	5		77	2					第三者による実施	2項で第三者の委託を禁止していますが、3項で第三者の使用について全て乙の責任において行う、とされています。第三者の使用の可否についてご教示下さい。	2項は、SPCから第三者に業務の全部又は主たる部分を委託することを禁じるものであり、ここで禁止する部分以外については、第三者の使用は可能です。第三者を使用する場合でも、乙が責任を負うことを求めています。

No	ページ	該当箇所								タイトル	質問	回答
		本文					別紙					
		章	節	条	項	(1)	1	(1)	①			
12	27	5		78	1					医療機器等及び関連備品調達業務の業務担当者の通知等	乙は、医療機器等及び関連備品調達業務開始予定日の30日前までに、要求水準書に従い、医療機器等及び関連備品調達業務に係る業務担当者をそれぞれ配置することが求められておりますが、医療機器等及び関連備品調達業務それぞれ最低一人ずつの配置が求められているということでしょうか。	医療機器等と関連備品調達業務は一連の業務ですので、1人の配置でも結構です。事業契約書(案)第78条第1項から「それぞれ」を削除し、修正します。
13	27	5		78	1					医療機器等及び関連備品調達業務の業務担当者の通知等	乙は、医療機器等及び関連備品調達業務開始予定日の30日前までに、要求水準書に従い、医療機器等及び関連備品調達業務に係る業務担当者をそれぞれ配置することが求められておりますが、医療機器等及び関連備品調達業務開始日とはいつ頃の予定でしょうか。平成24年12月以降の新館建設工事を完了後業務開始日と想定しておりますが、別紙2にて規定されないのでしょうか。	医療機器等及び関連備品調達業務開始日は、事業者の提案に委ねます。落札者の要望がある場合は、事業契約締結時に、別紙2に記載します。なお、平成24年12月以降の新館建設工事を完了後業務開始日とする提案は、要求水準を満たす前提であれば可能ですが、現場とのヒアリング・調整や関係機関への申請業務がありますので、本市としては建設期間中からの業務開始を想定しています。
14	27	5		78	2					業務担当者の配置	調達業務開始予定日の30日前から運営・施設維持管理業務開始日から60日を経過する日までの間、業務担当者を配置しなければならない、とありますが、これは院内に常駐させるという意味でしょうか。	調達業務開始予定日の30日前から運営・施設維持管理業務開始日から6箇月を経過する日までの間、業務担当者を配置願います。配置の形態は、要求水準を満たすかぎり御提案に委ねますが、必要時に即応できる体制を構築願います。
15	28	5		79	1					医療機器等及び関連備品の選定等	乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、医療機器等及び関連備品調達業務開始予定日の2箇月前までに、医療機器等及び関連備品調達業務計画書を作成し、甲へ提出することが求められておりますが、医療機器等及び関連備品調達業務開始日とはいつ頃の予定でしょうか。平成24年12月以降の新館建設工事を完了後業務開始日と想定しておりますが、別紙2にて規定されないのでしょうか。	No.13を御参照ください。
16	28	5		81	1					一般備品調達業務計画書	一般備品とは資料7備品調達リストに掲載されている備品を指すのでしょうか。また本事業では、一般備品調達業務という業務がないと思いますが誤りでしょうか。	本事業では、一般備品の調達は、資料7にあるとおり、要求水準2での業務範囲となります。本条において誤解を与える表現であるため、「医療機器及び関連備品調達業務計画書」に修正します。
17	29	5		83	1					瑕疵担保期間	1行目に譲渡日から1年以内とされていますが、一方で甲が当該瑕疵を知ったときから1年間と書かれています。一般的には譲渡日から1年間だと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	譲渡日から1年の間に瑕疵があることが判明し、かつ、当該瑕疵を知った日から1年以内の期間に請求することができます。
18	32	6		92						医薬品・診療材料等調達業務開始予定日の属する事業年度の調達予定リストの合意	医薬品・診療材料等調達業務開始予定日の属する事業年度については、事業契約締結後速やかに医薬品・診療材料等調達予定リストを作成し、甲の承認を受けるものとありますが、当該業務の開始予定が平成22年度(4月から)であるのに対し、事業契約締結予定は平成22年1月下旬であり、事業契約締結後速やかに要求水準を満たした手順で医薬品・診療材料等調達予定リストを作成し、甲の承認(合意)を受けるのは非常に困難と考えます。本条の再考をお願い出来ませんでしょうか。	本市としましても、できるだけ速やかに承認を行うよう努めます。事業者においても、落札者決定時点から作業を開始していただくなど、平成22年4月から調達業務を開始できる内容の提案をお願いします。
19	32	6		92	1					医薬品・診療材料等調達業務開始予定日の属する事業年度のベンチマークの確定	医薬品・診療材料等調達業務開始予定日の属する事業年度については、事業契約締結後速やかに、医薬品・診療材料等ベンチマークを確定させるものとありますが、約2ヶ月間でベンチマークの取得方法を甲乙が合意し、合意内容に従ってベンチマークを取得するのは、ベンチマークを提供する第三者との協議等も勘案すると、極めて実現困難なことと考えます。本条の再考をお願い出来ませんでしょうか。	本市としましても、できるだけ速やかにベンチマークを確定できるよう努めます。事業者においても、落札者決定時点から作業を開始していただくなど、平成22年4月から調達業務を開始できる内容の提案をお願いします。
20	32	6		92	3					ベンチマークの合意	「前項の協議が整わない場合、当該事業年度のベンチマークは甲が合理的に決定するものとする」とありますが、合理的に決定されるのはベンチマークではなく「ベンチマークデータで導き出される調達リストの購入単価(調達価格)」ではないのでしょうか。	意味としては、御理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。
21	32	6		92	3					部分解除	「これを前提とした調達予定リストにより、乙が医薬品・診療材料等調達業務を行う場合、甲は、本契約のうち翌事業年度以降の医薬品・診療材料等調達業務に係る部分のみを解除することができる」とありますが、解除される場合は翌年度以降事業期間終了まで解除されるのでしょうか。翌事業年度のみ、または翌事業年度から複数年のみとも理解できる記載に変更できないでしょうか。	解除される場合は、翌年度以降事業期間終了まで解除されます。

No	ページ	該当箇所								タイトル	質問	回答
		本文				別紙						
		章	節	条	項	(1)	1	(1)	①			
22	33	6		94	8					甲の事由により生じる乙の損害	想定質問回答No.104では、甲が医薬品・診療材料等卸業者に対して直接指示をした内容に起因して乙の医薬品・診療材料等調達業務に支障が生じないような提案を求めるとありますが、様々な仕組み等を提案した場合においても、支障が生じる場合は全くないとは言えないことから出された質問であると思料します。生じた場合のお考えをご教示下さい。	御質問のような事態が生じたときは、発生した損害について、乙から提示していただき、その取扱いには甲乙協議とさせていただきます。
23	52	13		138						甲の任意解除時の乙の損失補償	想定質問回答No.142では、「残存期間に渡る逸失利益と既に費やした固定費、人件費等の費用は139条4項に従い賠償できる」との理解のとおりであると回答を得ておりますが、本契約書上にその旨明記いただけないでしょうか。	合理的な損害賠償は請求できると明記しておりますので、特にその必要はないものと考えます。
24	52	13		139	1	1				建設工事費相当額	ここでいう建設工事費相当額とは、事業者が提案した入札時の金額のことでしょうか。	後日回答を公表します。
25	52	13		139	1	2				違約金対象	本号規定では、「運営・維持管理業務開始日から1年間の」とありますが、2年目以降は対象にならないとの理解で宜しいでしょうか。	ここでの「1年間の」というのは、年間のサービス対価を表すものであり、2年目以降も対象となります。
26	52	13		139	1	2				違約金対象	対象業務には、数量等によって変動する費用も含まれていますが、履行保証保険付保時の保険金額決定や初年度の契約解除時の違約金計算はどのように考えれば宜しいでしょうか。	後日回答を公表します。
27	53	13		139	3					違約金を上回る損害	想定質問回答No.147では、「その差額」についてお考えを示していただいておりますので、「合理的な範囲で」を追記いただけませんかでしょうか。	想定質問回答で示しておりますので、追記する必要はないものと考えます。
28	67						2	13		医療機器等及び関連備品調達業務の定義	詳細は要求水準書5 調達業務 2医療機器等及び関連備品の調達業務に規定される業務をいう、とありますが、要求水準書5調達業務 2では、医療機器及び関連備品の調達業務 となっています。事業契約書上の「医療機器等」と要求水準書5 調達業務2の「医療機器」とは「等」の有無によって如何に異なるのでしょうか。	要求水準書5調達業務 2に合わせ、事業契約書(案)で使用している「医療機器等及び関連備品の調達業務」を「医療機器及び関連備品の調達業務」に修正します。
29	71						2	59		譲渡予定日	譲渡予定日は別紙3によると、選定業者の提案をもとに設定するとございますが、選定業者の提案が合理的であると貴市が判断されれば、提案が採用されると考えてよろしいでしょうか。また、複数の医療機器を調達することになりますが、譲渡予定日は複数日で設定することも可能でしょうか。	譲渡予定日は、原則、新館引渡日及び既設本館の工事完了後の日程になります。これ以外の譲渡日で、提案が合理的であれば採用可能と考えられますので、具体的な提案があれば対話で確認願います。
30	72						2	71		調達期間	「医薬品・診療材料等調達関連業務開始日のいずれか早い日から」とありますが、何と比べて早い日なのでしょうか。医薬品か診療材料等のどちらか早い日と理解すればいいのでしょうか。	本定義は削除します。事業契約書(案)を修正します。
31	87						10	1	1	乙が加入すべき保険等	建設工事保険の対象から解体工事を除外することを明記いただけませんかでしょうか。	除外することはできません。
32	88						10	2	1	運営業務、維持管理業務等に係る保険(第三者賠償責任保険)	警備業務に係る賠償責任保険は、被保険者が警備業者に限定されており甲および乙を被保険者とすることはできませんので、「被保険者」の規定文言を「保険会社の引受けが不可能である場合を除き甲・乙及びすべての下請け業者を含むものとする。」に変更いただけないでしょうか。上記質問を前回2月6日から2月23日までの質問期間において同様の質問をさせていただき、3月30日の質問回答NO167で、ご指摘のように事業契約書(案)修正しますとご回答をいただいておりますが修正されていません。尚、この質問回答は4月16日の想定質問回答からは削除されています。	御指摘のように、事業契約書(案)を修正します。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答			
		本文				別紙							
		章	節	条	項	(1)	1				2	(1)	①
33	93						13	2			サービス対価の考え方	医薬品等の調達費関連について、「事業契約に定めた算定方法に従い、調達数に応じて各期の支払額を算定する」とありますが、要するに毎年1～2回、両者協議の後、最終的に病院が合理的な理由に基づき決定した単価に当該物品の月内の調達数を乗じたものが、事業者側の病院に対する毎月のサービス対価（債権）となると理解して宜しいでしょうか。	調達リストに示される単価は、事業者の提案に基づいた方法（ベンチマークを活用した方法）により単価を提案していただき、最終的に病院により決定することになります。 この単価に月内の調達数を乗じたものが毎月のサービス対価となります。ただし、当初設定したベンチマークに基づく単価を更新させた結果、調達価格がこれを上回る場合、この差額は原則支払わないため、この意味において、ベンチマークに基づく調達単価を更新する前に算出された毎月のサービス対価は確定したものではないことに留意してください。
34	94						13	3	1		支払いスケジュール	「運営期間中」とは、別紙2 用語の定義集 17「運営・施設維持管理期間」と同義でしょうか。同義である場合は、当該業務の業務期間とは相違していませんか。	運営期間中とは、平成22年4月から事業終了日までの当該業務遂行期間を指します。
35	95						13	3	2		支払方法	「運営期間中」とは、別紙2 用語の定義集 17「運営・施設維持管理期間」と同義でしょうか。同義である場合は、当該業務の業務期間とは相違していませんか。	No.34を御参照ください。
36	95						13	3	2		支払方法	「216分の1に相当する」とありますが、年数に換算すると18年(平成22年4月～平成40年3月)となります。当該サービス対価の対象業務として、プロジェクトマネジメント業務があり、当該業務は平成22年1月(事業契約締結後)からであり、業務開始日から平成22年3月末までの費用はどのように計上すれば宜しいでしょうか。	業務開始日から平成22年3月末までの業務に対するサービス対価は、平成22年4月から平成40年3月までの金額に含めてください。
37	95						13	3	2		支払いスケジュール	「運営期間中」とは、別紙2 用語の定義集 17「運営・施設維持管理期間」と同義でしょうか。同義である場合は、当該業務の業務期間とは相違していませんか。	No.34を御参照ください。
38	95						13	3	3	1 2 3	業務完了時	「当該業務完了時に一括して、当該業務に係る対価を乙に支払う」とありますが、当該業務には事前調査・基本設計・実施設計があり、各業務完了時に一括してお支払いいただくと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
39	100						13	3	9		支払いスケジュール	「運営期間中」とは、別紙2 用語の定義集 17「運営・施設維持管理期間」と同義でしょうか。同義である場合は、当該業務の業務期間とは相違していませんか。	No.34を御参照ください。
40	101						13	3	10	2	既設本館における調達業務に係る対価	要求水準書5 調達業務P.8 カ 整備の範囲及びP.12 事業者が負担する費用では、当該業務は新館建設に伴い必要となる機器・備品(移設分を除く)とあるにもかかわらず、②既設本館における調達業務に係る対価が規定されている理由をご教示下さい。	新館建設に伴い、一部、既設本館に設置する機器を想定しています。
41	101						13	3	10	2	既設本館における調達業務	医療機器及び関連備品の調達業務は、新棟建設に伴い必要となる医療機器及び備品の初期整備を行う業務と理解しておりますが、「既設本館における調達業務に係る対価」とは、当該業務の業務要求水準書のどの業務に対応した対価と理解するのかご教示下さい。	No.40を御参照ください。
42	101						13	3	10	1	支払手続	業務完了時に請求書を提出することになりますが、業務完了時とは、当該サービス対価を構成する「新館等における調達業務」と「既設本館における調達業務」のそれぞれの業務が完了した2回の時期に分けて請求でき、支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	ページ	該当箇所						タイトル	質問	回答			
		本文				別紙							
		章	節	条	項	(1)	1				3	(1)	①
43	108						14	3	1		市場実勢価格の見直しについて	本項では「サービス対価3、5について、5事業年度に1度見直しのための協議を行うことができる」とありますが、一方で調達業務に係る要求水準書5/2ページ/エには、 (ア) 医薬品・診療材料等の費用の適正化を図るため、調達リストの更新は、年間2回以上行い、従前より安く調達できる物品について単価を更新すること。ただし、調達する単価については、最終的に病院により決定する。 (イ) 調達リストの単価については、1年に1度、市場価格とのベンチマーク分析を行うこと。 とあり、齟齬があると考えられます。 よって、事業契約書別紙14の記載を、要求水準書と合致させる(毎年若しくは年2回の見直しを行う)様、修文願います。	本条項は、大幅な変化、変更等、諸般の事業を勘案して見直す趣旨ですので、修文は考えておりません。
44	108						14	3	1		市場実勢価格の見直しについて(医療機器等)	本項では医療機器等の初期調達分について、価格の見直しが担保されていない様に見受けられますが、それは誤解であり、建物同様に物価変動及びその結果として市場実勢価格が変化した場合の見直し機会はあると理解して宜しいでしょうか(見直しの機会が担保されることは、事業者側のみならず病院側にとってもメリットがあると考えます)。 若し誤解が無い場合、何故建物だけ物価変動が反映され、医療機器には反映されないのか、合理的な理由をお示し下さい。	医療機器等の調達に関して、市場価格の変動(物価変動も含む)による調達価格の見直しの考え方は、要求水準書5p10に記載しております。
45	113						15	2			サービス対価の減額について	減額の対象となるサービス対価から、医薬品費の調達費関連、特に納入済物品の代金については、施設整備費、医療機器調達費と同様に減額の対象外とする旨、是非修正願います。 この修正依頼は、“当該業務の実施用に配置する人員の人件費;役務の対価としての調達関連費用”に対する減額すら止めて頂きたい、という趣旨ではありません。 本邦における病院PFI案件で、「薬価・定価に対する約束値引率」という概念で調達単価に一定の縛りを入れた案件はありますが、未だかつて“役務の不具合に起因して物品の対価まで減額対象と規定した案件”は例がありません。このことは結果として無為な入札価格の上昇や入札自体が不成立となる可能性が非常に高まること、また事業の安定性・継続性が非合理的に損なわれることに繋がりますので、再考を切に願います。	調達事務に関するモニタリングの一環として行うもので、設定しているサービス対価の減額割合は、過大なものではないと考えております。このことから、事業の安定性・継続性を非合理的に損なうものではないと考えております。
46	113						15	2			サービス対価の減額	「添付資料4-2事業契約書(案)」に関する想定質問回答No.196に記載されている内容(「販売代金」と「業務料」との切り分けの可否)に関し、再度ご検討いただきたいと思います。	No.45を御参照ください。
47	115						15	2	4		サービス対価の減額	減額ポイントの設定及びサービス対価の減額割合の設定については、当該事象の発生を抑制するためのものであることは理解しておりますが、実施に減額となった場合の事業者の負担が他案件と比しても大きく、結果として無為な入札価格の上昇や入札自体が不成立となる可能性が高まること、また事業の安定性・継続性が非合理的に損なわれることに繋がりますので、再考をお願いします。	減額ポイントの設定及びサービス対価の減額割合の設定が、当該事象の発生を抑制するためのものであることは、御理解のとおりです。減額ポイントの発生要件や、ポイントを翌四半期に持ち越さないことなどを総合的に勘案すると、事業者に過大な負担を求めているものではないと考えております。
48	115						15	2	4	イ	減額の対象となるサービス対価	サービス対価の減額は、当四半期分のサービス対価合計額に減額割合をかけた金額となるのでしょうか。	御理解のとおりです。
49	115						15	2	4	イ	サービス対価の減額割合	サービス対価の減額割合が極めて過大であり、民間の入札参加意欲の減退を招いています。当減額割合(減額される可能性のある額)は、本事業と同様の減額ポイントの導入を予定している神奈川県立がんセンター特定事業と比べても著しく過大となっています。当該事業でも当初実施方針公告時は著しく高い減額割合でしたが、民間が許容できる妥当な減額割合に変更されました。本事業においても民間が参加できる減額割合に再考頂きますようお願い致します。	No.47でも回答しておりますように、減額割合については、減額を行うまでの各種要件を総合的に勘案して判断されるべきもので一概に論じられるのではなく、本事業における設定が著しく過大であるとは考えておりません。 また、御指摘の案件は個別の業務において要求水準が維持されない場合にはサービス購入料の総額を対象とした減額が行われるものと理解しておりますが、これに対して本事業ではサービス対価の減額を個別業務毎に行うものです。したがって、これらと比較して本事業の減額割合が著しく過大であるという御指摘は、あてはまらないものと考えております。